10月29日公開

第３回　18歳未満の選挙運動の禁止は「違憲」

９月25日、東京地方裁判所は、**18歳未満**の人が選挙運動をすることを一律に禁じる**公職選挙法**の規定は、日本国憲法第21条が保障する**表現の自由**に違反するという判断を示しました。

■選挙運動とは■

選挙運動とは、特定の候補者を当選させるために、人々に投票をよびかける活動のことです。日本では2016年に選挙権をもてる年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。しかし公職選挙法は、18歳未満の人が選挙運動をすることを禁じていて、違反すると罰則があります。ＳＮＳへの投稿も例外ではありません。

■裁判の内容■

裁判を起こしたのは、17～20歳の４人です。未成年だったために、候補者を応援するブログの投稿をあきらめたり、手伝いを断られたりしたとして、国に損害賠償などを求めました。

判決は、選挙権がないことだけを理由に、一律に禁止する根拠は見いだしにくいとして、この規定を憲法違反と判断しました。法律などが憲法に違反していないかを判断する**違憲立法審査権**を、裁判所が使ったのです。

一方で、親などから望まない選挙運動をさせられるおそれがあるとして、18歳未満の人を選挙運動に従事させることの禁止は、憲法に違反しないとしました。また、国への賠償の請求は退けました。

原告の４人は10月７日、判決を不服として東京高等裁判所に控訴しました。判決は確定しておらず、規定は10月29日現在、有効です。

チャレンジ問題

1　東京地方裁判所は、18歳未満の選挙運動を一律に禁じる規定は憲法が保障する何の権利に違反すると判断しましたか。次から選んで、記号で答えなさい。

ア　信教の自由　　イ　思想・良心の自由
ウ　表現の自由　　エ　学問の自由

2　法律などが憲法に違反していないかを判断する、裁判所がもつ権限を何といいますか。次から選んで、記号で答えなさい。

ア　国政調査権　　イ　弾劾裁判
ウ　衆議院の解散　　エ　違憲立法審査権

答え

1　**ウ**
2　**エ**